

資料 1 - 4

伊方発電所 2号炉 審査資料	
資料番号	6-3 改 1
提出年月日	令和 4 年 5 月 26 日

伊方発電所 2号炉

使用済燃料輸送容器等の維持管理状況等

について

<補足説明資料>

令和 4 年 5 月
四国電力株式会社

1. はじめに

使用済燃料輸送容器、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器について、今後の廃止措置作業の中で使用する可能性があることから、本文六に記載している性能維持施設に追加し、維持管理を行う。

本資料では、上記設備の廃止措置段階以降の維持管理状況、使用実績及び今後の使用予定について説明する。

2. 維持管理等の状況について

使用済燃料輸送容器、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器は、それぞれ原子炉設置許可等を受けた設備である。

これらの設備について、廃止措置段階移行後は、その他自ら定める設備を選定し、保安規定に基づく施設管理を実施している。

(1) 使用済燃料輸送容器

使用済燃料輸送容器は1号及び2号炉共用として工事計画認可を受けている。維持管理については、保安規定に基づく社内文書に頻度（年に1回以上）及び検査内容等を定め、定期的に検査等を実施している。なお、至近では2021年6月に外観確認を実施している。

(2) 使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器

使用済計量タンク及び使用済樹脂移送容器は1号及び2号炉共用として原子炉設置許可等を受けている。維持管理については、設備の重要度等を考慮して事後保全としている。なお、使用済樹脂の移送に用いる際には外観確認により設備に異常のないことを確認している。

3. 廃止措置段階における使用実績及び今後の使用予定について

廃止措置段階における使用実績及び今後の使用予定について説明する。

(1) 使用済燃料輸送容器

本輸送容器は1号炉及び2号炉から3号炉へ使用済燃料を構内輸送する際に用いる。

廃止措置段階以降の使用実績について、1号炉においては使用済燃料の搬出が令和元年9月5日に完了するまで、計17回構内輸送を実施している。2号炉については廃止措置段階における使用済燃料の構内輸送の実績はなく、使用済燃料乾式貯蔵施設竣工（令和7年度2月予定）以降に順次輸送する計画としている。

(2) 使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器

本計量タンク及び移送容器は、1号炉及び2号炉原子炉補助建屋内の使用済樹脂貯蔵タンク（1, 2号共用）に貯蔵している脱塩塔使用済樹脂を、3号炉原子炉補助建屋内の使用済樹脂貯蔵タンク（1～3号炉）に移送する際に用いる。

廃止措置段階以降の使用済樹脂の3号炉への移送実績は、これまで計7回（至近の使用実績は令和3年1月）である。今後について、具体的な当

該設備の使用予定はないが、廃止措置作業の状況により 3号炉へ使用済樹脂を移送する際には当該設備を用いる。

4. 使用済燃料輸送容器、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器の性能維持施設への追加経緯について

使用済燃料輸送容器、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器について、今回性能維持施設に追加する経緯を説明する。

(1) 使用済燃料輸送容器

他電力の廃止措置計画の審査過程において、使用済燃料輸送容器を性能維持施設として維持管理を明確化するように求められ、今後も使用済燃料輸送容器を用いることから、性能維持施設に追加する。

(2) 使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器

使用済燃料輸送容器と同様な設備がないか確認し、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器が該当したことから、性能維持施設として維持管理を明確化するよう、使用済燃料輸送容器と併せて性能維持施設に追加する。

なお、使用済樹脂計量タンク及び使用済樹脂移送容器は、法令改正（令和2年4月1日）後の廃止措置計画認可（令和2年10月7日）以降において使用実績があるが、プラント運転段階から適切に保全を実施しており、廃止措置段階移行後についても、その他自ら定める設備に選定し、保安規定に基づく施設管理を適切に実施しており、使用済樹脂の移送に用いる際には外観確認により設備に異常のないことを確認していることから維持管理状況に問題はないと考える。